

## 裁 決 書

### 主 文

本件再審査請求を棄却する。

### 理 由

#### 第1 再審査請求の趣旨及び経過

##### 1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

##### 2 経 過

請求人は、A会社にタクシー乗務員として勤務していたが、乗務中の平成〇年〇月〇日午後9時33分頃、青信号で右折しようとした際、横断歩道上を横断中の自転車があったため横断歩道手前で停車したところ、後続の車両に追突され（以下「本件事故」という。）負傷し、翌〇日にBに受診し「頸部打撲、腰部打撲」と診断され、療養を開始した。

請求人は、監督署長に平成〇年〇月〇日から同年〇月〇日までの間の休業補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人は平成〇年〇月〇日以降は労働不能の状態であるとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたところ、審査官は、平成〇年〇月〇日付けで、平成〇年〇月〇日以降において医療機関へ療養のため通院した日について処分を取り消し、その余の請求は棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

## 第2 再審査請求の理由

(略)

## 第3 原処分庁の意見

(略)

## 第4 争点

本件の争点は、平成〇年〇月〇日以降は労働不能の状態とは認められないとして、その後において医療機関に通院した日を除いて休業補償給付を支給しないとした監督署長の処分が妥当であると認められるか否かにある。

## 第5 審査資料

(略)

## 第6 事実の認定及び判断

### 1 当審査会の事実の認定

(略)

### 2 当審査会の判断

(1) 本件事故の状況についてみると、追突した車に係る「第三者行為災害報告書(調査書)」には、追突時の状況について、「右折のため、停止中の前の車が動いて前へ行ったので、こちらも行ったが、前の車は、また停止。止まり切れず追突してしまった。」と記載されており、追突時の加害者の車両の速度はそれほど速いものであったとは考えられず、また、車両の損傷程度からしても、請求人が追突時に受けた外力はそれほど大きなものであったとは考えられない。

請求人は、物的損傷の程度と人的損傷の程度は等しくないと主張しているが、物的損傷の程度は受けた外力の指標となり得ることは異論のないところである。

(2) 請求人は、受傷の翌日から治ゆと認定された平成〇年〇月〇日までの間、Bに12回受診し、また、C整骨院では67回の施術を受けていることが認められ、受傷の程度に鑑みれば十分な治療を受けていたことが認められる。

(3) 受傷後のBでの治療内容をみると、頸部痛等に対する消炎鎮痛剤の投薬や牽引・ホットパック等の対症療法が主たるものである。

また、医証についてみるとD医師は、平成〇年〇月〇日付け「医療照会書兼回答書」において、要旨、「①診察所見：神経学的に異常なし。②今回の外傷に起因する病変(画像所見)：なし。③現在の日常生活動作の支障内容と禁忌動作等の指示事項：なし。④就労制限について：なし。」と意見を述べ、さら

に、E医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、要旨、この程度の車両の損傷程度では、受傷時に頸部に加わる外力はごく軽度のものであり、X線写真では異常を認めず、上・下肢の神経脱落症状も認められていないことや請求人の診療経過をみると、平成〇年〇月〇日までの休業期間を必要とし、同年〇月〇日に症状固定とするのが適当であると考えたとの意見を述べている。

以上を総合すると、F医師の意見は、当審査会も妥当と考えるところであり、したがって、請求人は平成〇年〇月〇日以降は労働不能の状態であるとは認められないと判断する。

- 3 以上のとおりであるので、平成〇年〇月〇日から治ゆと認定された平成〇年〇月〇日までの間において、医療機関に通院した日を除いて、休業補償給付を支給しないとした監督署長の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。